

令和 6 年 6 月 2 8 日

出入国在留管理庁

中途採用比率の公表

出入国在留管理庁における中途採用比率を次のとおり公表します。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
中途採用比率	5%	12%	5%

（注）国家公務員における中途採用比率について

・令和 3 年 6 月 2 3 日付け人事管理運営協議会幹事会申合せに基づき、一般職の国家公務員については、当該年度に採用等した職員（人事交流により採用した職員、任期の定めのある職員、非常勤職員を除く）の数に占める「中途採用」である職員数の割合を中途採用比率として公表することとしています。

・ここで「中途採用」とは、民間企業での実務経験等を有する方を採用することを目的とした経験者採用試験等や、専門的な能力・経験を活かせる官職への選考による採用等としています。

・上記以外の国家公務員採用試験等からの採用について、例えば総合職試験や一般職試験（大卒程度）では、受験資格を「試験年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳以上 30 歳未満の者」とするなど、新卒者以外の方も対象となりますが、これらの採用者については、中途採用比率の算定に当たっての「中途採用」とはしていません。

※一般職の国家公務員とは国家公務員法第 2 条第 3 項で規定する特別職以外のすべての国家公務員のことです。（一般職試験からの採用者を指すものではありません。）